

社会福祉施設等における 安全の確保について ～主に衛生面の観点から～ ＋ 災害対応

令和6年7月2日

鳥取県西部総合事務所県民福祉局副局長
安田 敦（やすだ あつし）

研修に当たって

- 各施設におかれては、日頃からの安全管理の対応に感謝します。
- 入所者、利用者等の安全確保は当たり前と言われるが、それを確保するのは非常に大変です。
- 本日は、食中毒対策、感染症対策の研修を行います。
- 施設、事業所内での伝達研修についてもよろしくお願ひします。

衛生面の安全対策

○食事、おやつは、利用者にとって楽しみのひとつであり、美味しい、安全というニーズは非常に高いです。

○食中毒については、社会福祉施設のみならず、飲食店等で発生した事象を踏まえ、各種通知が派出されるとともに、このような研修を開催しています。

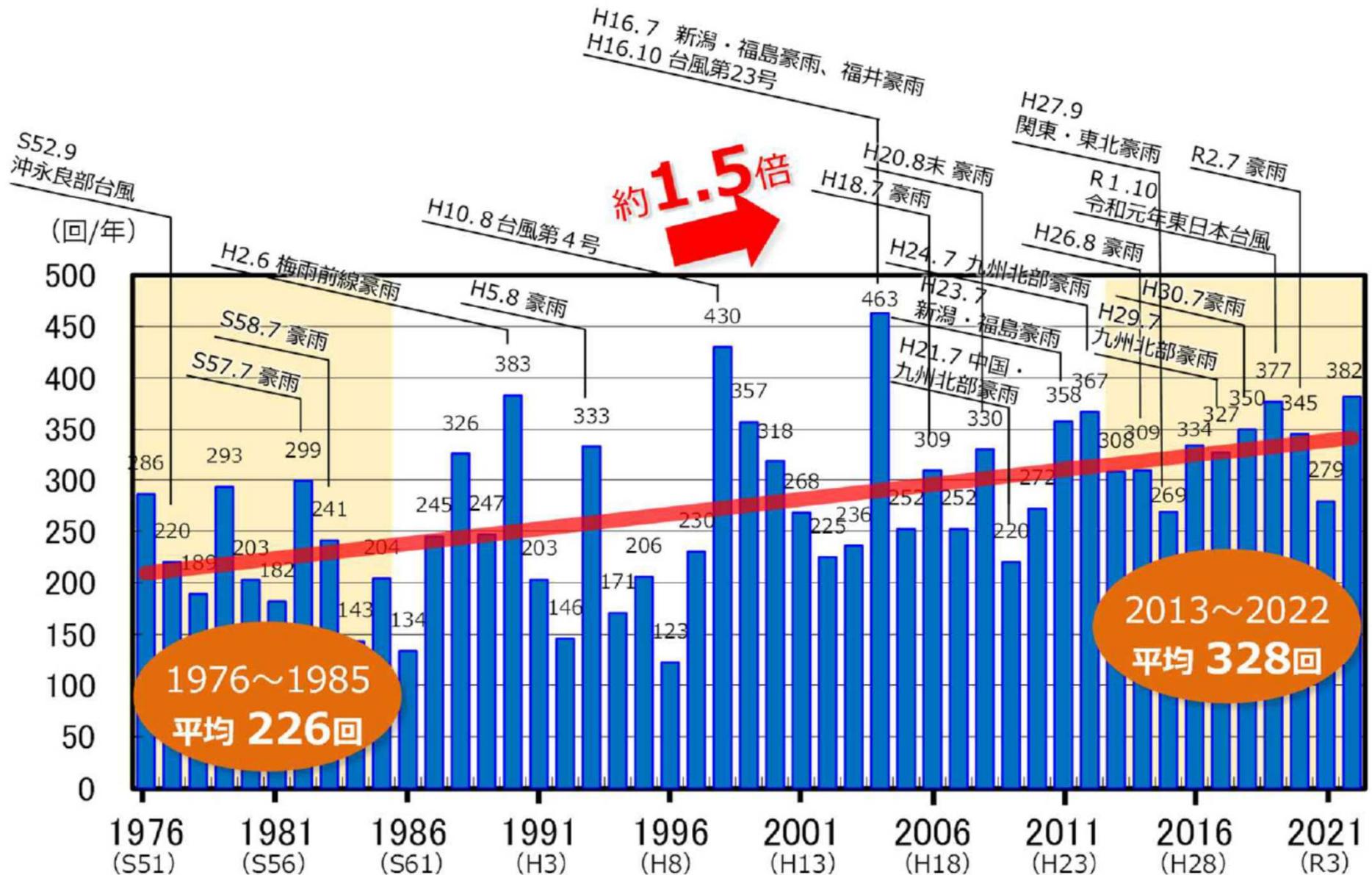
○感染症対策については、従前は、季節性インフルエンザやノロウイルス等が中心でしたが、新型コロナウイルス感染症のまん延により、その対策の重要性は、広く住民の皆さんにも定着しました。

○昨年の5月に新型コロナウイルス感染症は2類相当から5類に分類が変わりましたが、引き続き対策が必要であることには変わりありません。

<参考>

災害対応について

気候変動に伴い、大雨の件数は増加しています



「水害レポート2022」(国土交通省)より https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/pdf/suigai2022.pdf

プロアクティブ(事前行動)の原則

アメリカ合衆国でトップに立つ者に教えこまれる、大規模な災害が起きた場合の行動原理（プロアクティブ＝事前行動）

～災害が大規模であればある程、情報が入らない。その際、トップに立つ者はどのようなスタンスで危機に臨むべきか、という判断基準～

（務台俊介氏、衆議院議員・元消防庁防災課長等）

一. 疑わしきときは行動せよ

具体的な被害や状況がはっきりするまで動かないと手遅れになりかねない。状況が曖昧でも、事前に想定した行動のきっかけとなる状況が発生した時には対応を開始すべき。

二. 最悪事態を想定して行動せよ

頭の片隅に最悪のことを常に考えて行動することで対応力の幅ができる。希望的観測のもとに自分の行動を勝手に制限してはいけない。

三. 空振りは許されるが見逃しは許されない

トップに限らず、命を守る責任がある者は、99回の対応で何事もなくともそれを無駄と考えず、1回の緊急事態に対応する必要がある。

対応して被害・影響が発生しなかったとしても、経験値は次の対応への糧となる。

< 事例 1 > 災害から身を守るには、備えと避難が必要です

災害への「備え」と「体制」がなく避難「行動」できなかった

岩手県 認知症グループホーム（平成28年台風10号）

○8月30日午後6時前に台風10号の影響で小本川が岩泉町で氾濫、午後5時30分には川に近接する認知症グループホームの平屋建の天井まで浸水し、入所者9名全員が死亡した。

①水害の避難マニュアルはなく、避難行動等は取られなかった。

（同敷地内の老健施設では入居者等は3階へ避難して無事）

②台風接近のため夜勤職員が出勤できず、管理者1人での対応であった。

⇒この災害を契機に水防法・土砂災害防止法を改正、要配慮者利用施設での避難確保計画策定を義務化

<事例 2> 災害から身を守るには、備えと避難が必要です

災害への「備え」と「体制」を準備しても、避難「行動」しないと身を守ることができなかった

熊本県 特別養護老人ホーム（令和2年7月熊本豪雨）

○7月4日午前5時55分に球磨川が氾濫、施設に浸水（床上約3.1m）し、**入所者70名のうち14名が死亡**

①施設は浸水想定区域・土砂災害警戒区域両方の区域内に立地、避難確保計画は策定済で対応体制も定めており、地区との訓練も毎年実施。

②計画では、村の避難情報発出に応じて体制を強化することとしていたが、7月3日夕方の避難準備・高齢者等避難開始発令と翌日午前3時半の避難指示の発令時に計画どおりの体制強化は行わず。

③午前4時頃当直職員が支流の小川が堤防まで2mに迫ることを確認、副施設長に連絡したが様子を見ることにし、上階等への避難なし。

④午前4時50分大雨特別警報発表、施設前の駐車場が浸水しはじめ、防災リーダー等地域住民が駆け付け2階への垂直避難を開始するが、午前7時ごろには園内に濁流が流入し浸水、北側の棟の食堂にテーブルで島を作り車いすごと避難するが間に合わず、午前8時40分には1階が完全に水没、逃げられなかった入所者14名が死亡

<事例 3> 災害から身を守るには、備えと避難が必要です

災害への「備え」と「体制」により避難「行動」が可能に

岡山県 特別養護老人ホーム（平成30年7月西日本豪雨）

- ①ハザードマップで施設が浸水深5 m以上の区域内にあり、危機感を覚えていた施設長が、**避難勧告が出たら避難する**と決めていた。
- ②避難勧告が出された7月6日午後10時から避難の準備を開始、職員参集などにより体制を強化し、午後10時45分から2 km離れた系列施設への避難を開始し、7日午前0時頃入所者36名の避難が完了した。
- ③午前0時30分ごろ、町内を横切る一級河川・小田川の堤防が数十メートルにわたって決壊、施設のある真備地区の広範囲で浸水した。
- ④施設は、午前1時頃に5 m程度浸水、施設に残った職員が取り残され屋上へ避難、全員救出が完了したのは午後7時頃